平成２３年（再イ）第８号
青森県三戸郡田子町大字田子字相ノ久保頭３番地の２
再生債務者　越後　壽幸
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年８月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年８月９日
青森地方裁判所八戸支部個人再生係

平成２２年（再イ）第４号
岩手県九戸郡洋野町大野第63地割64番地
再生債務者　下川原吉光
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年８月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年８月９日　盛岡地方裁判所二戸支部

平成２２年（再イ）第７４号
福島県郡山市片平町字並西勝61番地の１
再生債務者　野地　　忍
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年８月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年８月９日
福島地方裁判所郡山支部再生係

平成２３年（再イ）第３５号
埼玉県狭山市大字水野707番地の20
再生債務者　清田　孝一
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年８月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年８月９日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（再イ）第３６号
埼玉県入間市豊岡１丁目１番１号　905
再生債務者　水谷　光雄
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年８月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年８月９日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（再イ）第４６号
埼玉県川越市石原町２丁目48番地７　レオパレスＦｉｒｓｔＡｓｔｙ209号室
再生債務者　石井　伸一
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年８月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年８月９日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（再イ）第５号
島根県安来市野方町163
再生債務者　石倉　當榮
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年８月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年８月９日　松江地方裁判所民事部

平成２３年（再イ）第３号
愛媛県喜多郡内子町内子3665番地
再生債務者　神村　幸宏
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年８月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年８月９日　松山地方裁判所大洲支部

平成２３年（再イ）第４号
愛媛県大洲市平野町平地3984番地
再生債務者　大谷　和信
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年８月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年８月９日　松山地方裁判所大洲支部

特定計量器型式承認

○独立行政法人産業技術総合研究所公告第36号
計量法（平成４年法律第51号）第76条第１項の規定に基づき、平成23年８月５日付けをもって次のように特定計量器の型式を承認したので同法第159条第１項第５号の規定に基づき公告する。
平成 23 年８月 22 日
独立行政法人産業技術総合研究所
理事長　野間口　有
１、承認番号　第Ｄ1142号
２、名称　株式会社デジアイズ
３、住所　岩手県奥州市前沢区字高畑31番地
４、特定計量器の種類　非自動はかり

１、承認番号　第ＳＬＦ113号
２、名称　スペクトリス株式会社
３、住所　東京都千代田区神田司町２丁目６番
４、特定計量器の種類　精密騒音計

弁理士登録公告

平成23年８月３日に行った弁理士の登録及び抹消した者を弁理士法第27条の規定により次のとおり公告します。
登　　録

月　日	登録番号	氏　名
８月３日	17857	関本　澄人
８月３日	17858	行武　　孝
８月３日	17859	廣瀬　文雄
８月３日	17860	南　　孝一
８月３日	17861	大東真由子
８月３日	17862	林　　靖浩
８月３日	17863	久多里直子
８月３日	17864	増渕　　敬
８月３日	17865	高木　茂樹

登録抹消

年月日	登録番号	氏　名	事　由
平成23年３月６日	07240	黒田　泰弘	死亡抹消
平成23年５月28日	09834	一徳　和彦	〃
平成23年７月12日	09230	三浦　進二	〃
平成23年６月30日	11528	和光　信子	申請抹消
平成23年７月20日	17738	毛利　裕一	〃
平成23年７月21日	09473	小宮　雄造	〃
平成23年７月21日	10258	渡邉　昌幸	〃
平成23年７月25日	12743	山田　雄秀	〃
平成23年７月27日	15719	漆戸　智恵	〃
平成23年７月28日	07387	萩野　　平	〃

弁理士数　9,129名
（平成23年８月３日現在）
平成 23 年８月 22 日　日本弁理士会

型式適合認定に関する公示

一般財団法人日本建築センター公示第型 120 号
建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の10第１項の規定により型式適合認定を行ったので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の５の３第１項の規定に基づき、認定を受けた型式に係る建築物の部分又は工作物の部分の種類、認定年月日、認定を受けた者の氏名又は名称及び認定番号を次のとおり公示する。
平成 23 年８月 22 日
一般財団法人日本建築センター
理事長　松野　　仁
建築基準法施行令第136条の２の11第２号に掲げる建築物の部分（認定年月日：平成23年４月15日）
株式会社西原ネオ
型01Caf0a1014134　型01Caf0a1024135
型01Caf0a1034136　型01Caf0a1044137
型01Caf0a1054138　型01Caf0a1064139
型01Caf0a1074140　型01Caf0a1084141
建築基準法施行令第136条の２の11第１号に掲げる建築物の部分（認定年月日：平成23年４月21日）
旭化成ホームズ株式会社
型01Abaa0180628　型01Abaa0182134
型01Abaa0182138　型01Abba0180628
型01Abba0182134　型01Abba0182138
型01Abca0180628　型01Abca0182134
型01Abca0182138　型01Abab0180628
型01Abab0182134　型01Abab0182138
型01Abbb0180628　型01Abbb0182134
型01Abbb0182138　型01Abcb0180628
型01Abcb0182134　型01Abcb0182138
型01Abac0182134　型01Abac0182138
型01Abbc0180628　型01Abcc0180628
型01Abbe0181934　型01Abbe0181938